

—————JCR グリーンローン評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd.—————

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンローン評価の結果を公表します。

## ハドソングリーンプロジェクトファイナンス 2020-1 信託 ABL に Green 1 を付与

評 値 対 象 : ハドソングリーンプロジェクトファイナンス 2020-1 信託 ABL  
分 類 : 信託 ABL  
貸 付 額 : 10 億円  
利 率 : 1.5%  
信 託 設 定 日 : 2021 年 1 月 22 日  
信 託 満 了 日 : 2040 年 6 月 30 日  
返 済 方 法 : スケジュール償還  
資 金 使 途 : 太陽光発電設備の取得資金に関するリファイナンス資金

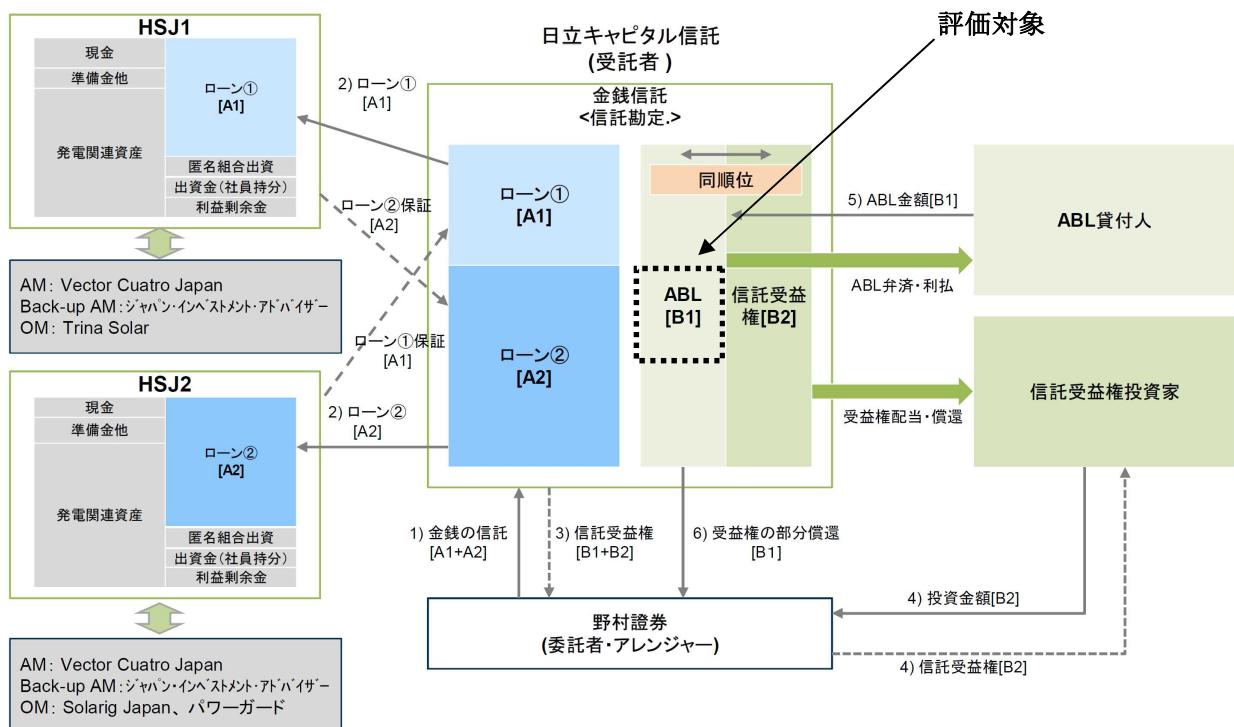
### <グリーンローン評価結果>

総合評価	Green 1
グリーン性評価（資金使途）	g1
管理・運営・透明性評価	m1

### 第 1 章: 評価の概要

本件は、日本各地の存在している太陽光発電設備計 33 件（本事業）を対象とするプロジェクトファイナンスである。本事業の主体は、ハドソン・ソーラー・ジャパン 1 合同会社（HSJ1）およびハドソン・ソーラー・ジャパン 2 合同会社（HSJ2）という 2 つの SPC であり、それぞれが 11 件、22 件の太陽光発電設備を所有している。HSJ1 および HSJ2 は、米国に本社がある投資ファンドの Hudson Sustainable Investment Management LLC (HSIM) が設立した合同会社であり、2019 年 3 月に HSJ1 が 11 か所の太陽光発電設備を、2019 年 12 月に HSJ2 が 22 か所の太陽光発電設備を当初の開発者 3 社より取得している。HSIM は HSJ1 および HSJ2 の匿名組合出資を行っている。

図表：想定スキーム図（案件概要資料から JCR 抜粋）



今般の評価対象は、HSJ1 および HSJ2 に対する貸付金を裏付けとする信託 ABL（本信託 ABL）である。本信託 ABL の資金使途は、計 33 件の稼働済の太陽光発電設備を保有する HSJ1 および HSJ2 の既存の借入金のリファイナンスに充当される。資金使途となる太陽光発電設備 33 件は全件商業運転を開始しており、稼働による CO<sub>2</sub> 削減を通じて、高い環境改善効果が期待できる。JCR では、計 33 件の太陽光発電設備に関して、環境に対するネガティブな影響は想定されないことを第三者評価機関による技術評価レポート等を通じて確認している。

本スキームでは、HSIM が HSJ1 および HSJ2 の匿名組合出資者であり、計 33 件の太陽光発電設備を東ねて投資を行っているプロジェクトの組成者および出資者であることから、HSIM 及び HSIM を含む Hudson Sustainable Group (Hudson の取り組みについて確認を行う。

Hudson は世界 26 カ国でサステナビリティや環境に関する分野に投資を行っているグループである。Hudson は、2002 年から環境やサステナビリティへの投資を行ってきた主要メンバーによって 2007 年に設立された。所属する社員の専門性は、クリーンエネルギー、資源効率、サステナブル・モビリティ、サステナブル・テクノロジーなど多岐にわたっている。Hudson は自身の投資対象が国連の Sustainable Development Goals と合致していると評価している。Hudson ではサステナビリティを自社文化の基礎に置き、またステークホルダーからのフィードバックを通じて、自社業務の改善に努めている。

Hudson は、自社の環境やサステナビリティに関する投資方針について、"Hudson Green Financing Framework"を作成し、フレームワーク内で公表している。今回の本プロジェクトについても、上記投資方針およびフレームワークに定める適格プロジェクトであることを確認している。Hudson では、今後も太陽光発電設備に関する投資を続け、3 年以内に 300MW 規模の太陽光発電設備を保有することを目標としていることを JCR はインタビューの中で確認した。

JCR では本プロジェクトに際して、Hudson が太陽光発電設備および環境に関して専門的知見を有する人材を擁しており、その知見を用いて本プロジェクトの対象となる太陽光発電設備に関するスクリーニングおよびデューディリジエンスが行われたことや、発電設備に関する技術評価や各種自然災害等に関する

るリスク評価については、別途専門的知見を有する第三者評価機関の知見を用いて評価を行ったことを確認している。

その結果、JCR は、本プロジェクトは全件稼働済であり、計 33 の太陽光発電設備について、環境に対する重大な負の影響はないことを第三者評価機関による技術評価レポートや Hudson へのインタビューによって確認している。また、大雪や台風、落雷等の自然災害による太陽光発電設備へのダメージは、保険によってカバーされていることも併せて確認している。その結果、環境改善効果を上回るような深刻な環境への負の影響を及ぼす可能性はなく、CO<sub>2</sub>排出削減に大きく資するグリーンプロジェクトであると JCR は評価している。

また、Hudson の経営陣は環境・サステナビリティに課題解決を促進する事業に積極的に投資を行っていくことを述べているほか、投資方針を”Green Financing Framework”に落とし込んで業務を行っていることを確認している。

また、本信託 ABL の資金使途となるグリーンプロジェクトに対する管理運営体制についても各種契約書によって規定されており、規程に沿って遂行される限りは管理運営体制は整備され、投資家への高い透明性確保されることを確認した。

この結果本信託 ABL について、JCR グリーンローン評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を “g1”、「管理・運営・透明性評価」を “m1” とした。これより「JCR グリーンローン評価」を “Green 1” とした。評価結果については次章で詳述する。

本信託 ABL は、グリーンローン原則<sup>1</sup>および環境省によるグリーンローンガイドライン及びサステナビリティリンクローンガイドライン<sup>2</sup>において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

---

<sup>1</sup> LMA (Loan Market Association), APLMA (Asia Pacific Loan Market Association) , LSTA( Loan Syndication and Trading Association) Green Loan Principle 2020 <https://www.lma.eu.com/>

<sup>2</sup> グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン <https://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf>

## 第2章：各評価項目における対象事業の現状と JCR の評価

### 評価フェーズ1：グリーン性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、本信託ABLの資金使途の100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1：グリーン性評価は、最上位である『g1』とした。

#### (1) 評価の視点

本項では、最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充當されているかを確認する。次に、資金使途がネガティブな環境への影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

#### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

##### 資金使途の概要

###### a. プロジェクトの環境改善効果について

- i. 資金使途の100%が太陽光発電設備の取得資金のリファイナンスであり、高いCO<sub>2</sub>削減効果が期待される。

資金使途の対象は、下記に記した太陽光発電設備、計33件である。33件の太陽光発電設備は北海道、東北、関東、中部、九州と日本各地に散在している。33件すべての太陽光発電設備が既に商業運転を開始している。HudsonがJCRに提出した技術評価レポートによれば、年間発電量は約34,000MWh、CO<sub>2</sub>削減量は約15,800t-CO<sub>2</sub>にのぼり、高い環境改善効果を実現している。

- ii. 資金使途は、グリーンローン原則に定義されているグリーンプロジェクトのうち「再生可能エネルギー」、環境省のグリーンローンガイドライン及びサステナビリティリンクローンガイドラインに例示されているグリーンプロジェクトのうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

## 『資金使途一覧』

プロジェクト名	パネル出力 (kW)(*)	想定年間発電電力量 (20年間平均) (MWh)	年間CO <sub>2</sub> 削減量 (t-CO <sub>2</sub> )(**)	運転開始日
広尾A	908.80	1,011	467	2018/11/26
広尾B	1,015.70	1,136	525	2019/1/17
常盤	659.30	657	304	2018/11/29
下原	1,254.70	1,175	543	2019/9/30
美里	326.70	346	160	2018/12/10
海老沢	758.60	873	403	2018/10/6
犬塚 A	1,800.00	2,145	991	2019/8/15
犬塚B	1,784.20	2,080	961	2018/5/18
羽賀 A	2,052.00	2,424	1,120	2020/6/4
羽賀 B	2,207.04	2,634	1,217	2019/9/6
玉瀧	790.00	873	403	2017/7/7
玉名	54.00	54	25	2017/4/14
霧島	50.80	54	25	2017/6/9
西別府	68.90	76	35	2017/6/30
浜松	33.00	37	17	2018/6/8
加世田	68.90	75	35	2017/11/3
豊永	68.90	76	35	2017/9/29
金峰	30.70	36	17	2017/6/30
益城	68.00	71	33	2018/8/7
鹿海	204.90	241	112	2018/11/3
肝属	349.80	427	197	2018/2/14
枕崎	921.00	1,164	538	2017/12/27
菱刈	2,515.60	3,145	1,453	2019/7/19
岐阜	501.30	584	270	2016/8/9
富山	1,602.70	1,734	801	2016/7/29
比企	1,749.00	2,172	1,004	2017/3/8
石岡	1,749.00	2,011	929	2017/3/13
半谷	897.82	1,068	493	2017/7/3
加賀	616.00	681	315	2017/10/20
村貫	914.76	1,178	544	2017/9/11
平塚	914.70	1,154	533	2017/12/15
頃藤	653.41	761	351	2017/12/25
中台	1,663.20	2,110	975	2018/9/3
合計	29,253.43	34,264	15,830	

\* : 出力規模ベースの発電出力を記載している。

\*\* : CO<sub>2</sub>削減量計算方法=想定年間発電量×調整後排出係数（平成30年度（最新の数値））

(注) 上記プロジェクトのうち、広尾 A から玉瀧、肝属から中台の想定発電量は、太陽光発電設備に関する第三者評価機関の技術評価レポートに記載されている初年度発電量に年ごとの想定劣化率を乗じて JCR にて試算し、玉名から鹿海は、第三者評価機関の技術評価レポートに記載されている毎年の発電量を記載している。

## b. 環境に対する負の影響について

本信託 ABL の資金使途の対象となる 33 か所のプロジェクトサイトの用途は、その地目について原野・山林・雑種地・公衆用道路・宅地と多岐にわたっている。Hudson では、計 33 か所の太陽光発電設備への投資にあたり、環境に対する負の影響や、周辺住民との問題が生じていないことを確認したうえで投資判断を行っている。JCR においても太陽光発電設備計 33 件の技術評価レポートを確認したほか、別途 Hudson にヒアリングを行い、対象となる太陽光発電設備において環境に対する負の影響を及ぼす事象は発生していないことを確認している。

## c. SDGs の整合性について

本プロジェクトはグリーンローン原則において再生可能エネルギー、環境省のグリーンローンガイドライン及びサステナビリティーローンガイドラインに例示されているプロジェクトのうち再生可能エネルギーに関する事業に分類される事業であり、ICMA の SDGs マッピングに照らすと、以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献する。



### 目標 3：すべての人に健康と福祉を

**ターゲット 3.9.** 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質および土壤の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる。



### 目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

**ターゲット 7.2.** 2030 年までに、世界のエネルギー믹스における再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。



### 目標 8：働きがいも経済成長も

**ターゲット 8.2.** 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上およびイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。



### 目標 9：産業と技術革新の基礎をつくろう

**ターゲット 9.1.** すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靭（レジリエント）なインフラを開発する。

**ターゲット 9.4.** 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



### 目標 11：住み続けられる街づくりを

**ターゲット 11.3.** 2030 年までに、包摶的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摶的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。



### 目標 12：作る責任、使う責任

**ターゲット 12.4.** 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壤への放出を大幅に削減する。



## 目標 13：気候変動に具体的な対策を

**ターゲット 13.1.** すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）および適応の能力を強化する。

## 評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかりと整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1』とした。

### 1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性および透明性

#### (1) 評価の視点

本項では、グリーンローンを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

#### (2) 評価対象の現状とJCRの評価

##### a. 目標

Hudson Sustainable Investments LLC (HSI)は、現CEOのNeil Auerbach氏およびJoseph Slamm氏によって、2007年に設立された投資ファンドである。HSI設立前の2002年に、Auerbach氏が前身となるグループ(Alternative Energy Infrastructure Group)を設立して以来、これまでに世界26カ国で20のサステナビリティあるいは環境に配慮した案件に対して投資を行っている。具体的には、本案件のような太陽光発電設備への投資のほかにも、風力、(小)水力、スマートメーター、住宅用太陽光ローンなどの案件にも投資を行っている。HSIは、上記の通りサステナビリティや環境に配慮した案件(企業・資産)に投資を行うことによって、環境の維持、社会と企業の成長、人類の発展を促進することを謳っており、自社の取り組みは国連が2015年に採択した持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)の達成にも合致すると述べている。

JCRでは、Hudsonが国内太陽光発電設備への投資を今後も継続して行い、3年以内に300MW程度まで積み上げていくことを目標としていることをヒアリングにて確認しており、今回の計33か所の太陽光発電設備の取得は、上記取り組みに資するプロジェクトとして位置付けられていることを確認している。

##### b. 選定基準

Hudsonは、自社がグリーンファイナンスを行うにあたって、"Hudson Green Financing Framework"を2020年10月に制定している。本フレームワークは、HudsonのManaging Director以上が出席するInvestment Committeeの承認によって制定されている。今回の太陽光発電設備の取得は、本フレームワークに定められた適格プロジェクト分類("Eligible Project Categories")のうち、"Solar Energy"の"Acquisition of solar energy facilities or businesses"に該当する。

Hudsonは、投資案件の選定に際して、サステナビリティやESGの視点を考慮に入れたスクリーニングやデュー・ディリジェンスを行っている。案件の選定の際には、Investment Opportunities Teamが投資に際しての予備的なデュー・ディリジェンスのフェーズに移行する前に、専門的な観点から案件の取り上げ可否に関して助言を行っている。例として、Hudsonでは投資対象の技術や製品やプロセスが、エネルギー製造・配送・消費に関する環境へのインパクトを低減するかどうかを投資基準のひとつとしている。加えて、Hudsonでは、投資案件がその地域における法・規制を遵守していることを公開している。

JCRでは、上記選定基準は適切であると評価している。

### c. プロセス

太陽光発電設備の選定においては、投資の実働部隊である Deal Team および前述の Investment Opportunities Team のメンバーによってスクリーニングとデュー・ディリジェンスが行われ、投資基準を満たしたものが、Hudson の Investment Committee において決定される。前述の通り、Investment Committee は Managing Director 以上が出席して投資に関する最終決定が行われる機関であり、経営陣の適切な関与が行われていると JCR では評価している。

なお、上述の選定基準、プロセスは、本評価レポートに概要が記述されており、投資家に対する透明性が確保されている。

## 2. 資金管理の妥当性および透明性

### (1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定されるが、グリーンローンの発行により調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、グリーンローンにより調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

本信託 ABL は、計 33 件の稼働済太陽光発電設備を保有する SPC2 社の既存貸付のリファイナンスに全額が充当される。

本信託 ABL が太陽光発電設備の取得資金のリファイナンスに全額充当されることは本件に関する信託契約書および金銭消費貸借契約書において明確に定められているため、追跡管理は不要である。

本信託 ABL の貸付実行がなされ、投資家に本信託 ABL が譲渡されるまでの取引は、諸契約書で明確に規定されている。したがって、諸契約書に沿って業務が行われている限り、統制は確保されていると考えられる。

なお、本信託 ABL による貸付金は、日立キャピタル信託による本貸付債権の取得を通じて全額が HSJ1 および HSJ2 の既存借入金のリファイナンスのために充当されており、未充当資金は発生しない。また、本貸付債権が最終返済日前に返済される場合、信託契約において予め定められたウォーターフォールにしたがって、本信託 ABL も償還されるため、再充当の必要はないと判断される。

### 3. レポートイング

#### (1) 評価の視点

本項では、グリーンローン実行前後の投資家等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを、グリーンローン実行時点において評価する。

#### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

##### a. 資金の充当状況に係るレポートイング

前項で確認した通り、本信託 ABL により調達した資金は、直ちに全額が 33 件の稼働済太陽光発電設備を保有する SPC2 社の既存貸付のリファイナンスに充当される。JCR では、Hudson がプロジェクトに関する充当額と未充当額について、今後発行予定の Sustainability Report 等において公表する予定であることを確認している。また、プロジェクトに関して大きな変化があった場合には、プロジェクトの O&M 会社から AM 会社に報告される。AM 会社は、SPC への貸付人である信託会社に報告を行い、信託会社から投資家に対して報告内容が伝達されることが予定されている。

##### b. 環境改善効果に係るレポートイング

対象資産となる 33 件の太陽光発電設備に関するレポートイングは、各 O&M 会社および AM 会社から、各発電施設の日射量・発電量について SPC2 社に対して月次で報告される。SPC2 社は信託会社に対して報告を行い、信託会社を通じて信託 ABL の投資家に対して報告が行われる。

また、Hudson では今後年次での Sustainability Report の発行を予定しており、その中で CO<sub>2</sub>削減効果や、再生可能エネルギーによる発電量等の定量的数値についても開示が行われる予定である。

JCR では上記のレポートイング内容について、適切であると評価している。

## 4. 組織の環境への取り組み

### (1) 評価の視点

本項では、プロジェクト主体の経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、グリーンローン実行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

Hudson Sustainable Group (Hudson) は、世界 26 カ国でサステナビリティや環境に関する分野に投資を行っているグループである。HSI は、2002 年から環境やサステナビリティへの投資を行ってきた主要メンバーによって 2007 年に設立された。所属する社員の専門性は、クリーンエネルギー、資源効率、サステナブル・モビリティ、サステナブル・テクノロジーなど多岐にわたっている。HSI は自身の投資対象が国連の Sustainable Development Goals と合致していると評価している。HSI ではサステナビリティを自社文化の基礎に置き、またステークホルダーからのフィードバックを通じて、自社業務の改善に努めている。

Hudson は、自己資金及び他人の資金を運用する特別目的ファンド (Special Purpose Fund) のマネージャーとして投資を行っている。

Hudson は、専らサステナビリティに資する投資を行っており、投資対象を環境の維持、事業の成長、人類の発展の 3 つの要素に沿って定義している。具体的には、低炭素エネルギー資源、省エネルギー、効率的な生産方法、サステナブルな輸送（電気自動車や輸送車両の効率的使用など）、強靭なインフラ、人類の発展と安全の促進に焦点を当てる企業に対して投資を行うことを謳っている。Hudson が上記のような企業やプロジェクトを投資対象とした理由は、サステナビリティや ESG の要素を考慮して事業を行っている企業の方が、より高い成長を達成でき、従業員の能力と知的資本の蓄積と資金調達が容易になる結果、競合他社よりもリスクを低減することができると考えているためである。

Hudson は、Investment Committee における投資決定を含め、前述の通り投資案件の決定におけるデュー・ディリジェンスなどの投資プロセスやその後の投資対象案件のマネジメントなどにおいて、サステナビリティに焦点を当てて管理を行っている。Hudson は投資対象企業について、ESG 方針に関する改善を通じてガバナンスに影響を及ぼすことが可能である。具体的には、Hudson は投資対象企業には出資に加えて経営陣も送り込んでおり、Hudson のサステナビリティ理念を投資対象企業においても実行するため積極的に取り組んでいる。

Hudson は数十名と少数の組織であるが、2000 年代初頭から長年にわたって環境やサステナブル関連の投資案件を手掛けてきた社員や、環境に関する学問で修士・博士号を有している社員を擁し、Hudson 内には環境・サステナビリティに関する高い知見が蓄積されている。本信託 ABL の資金使途の対象となる太陽光発電設備計 33 件の案件検討においては、上記専門知識を備えた人材が案件の取り上げ、検討に携わっており、太陽光発電設備の技術評価やリスク評価においては、外部の専門家の知見を取り入れて評価を行ったことをヒアリングにて確認している。

Hudson は、自社の環境やサステナビリティに関する投資方針について、"Hudson Green Financing Framework"を作成し、フレームワーク内で公表している。本フレームワークは、Hudson がグリーンボンドやグリーンローンで資金調達を行う際に、自社の資金調達が ICMA のグリーンボンド原則や日本の環境省のグリーンボンドガイドライン等に沿っていることを示すためのものである。JCR では、

上記の投資方針を対外的に公表していることを評価しており、今後、環境・サステナビリティに関する方針について、外部の専門家の意見を踏まえて、より改善されることを期待している。

以上より、JCR では、Hudson の組織の環境への取り組みについて、経営陣が環境・サステナビリティに関する課題について、重要度の高い優先課題として位置付けているほか、専門的知見を有する部署が、グリーンローン実行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定に、組織として明確に関与していると評価している。

## ■評価結果

本信託 ABL について、JCR グリーンローン評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を“g1”、「管理・運営・透明性評価」を“m1”とした。このため、「JCR グリーンローン評価」を“Green 1”とした。

本信託 ABL は、グリーンローン原則および環境省によるグリーンローンガイドライン及びサステナビリティリンクローンガイドラインにおいて求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンローン評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1	m2	m3	m4	m5
グリーン性評価	g1	Green 1	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g2	Green 2	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g3	Green 3	Green 3	Green 4	Green 5	評価対象外
	g4	Green 4	Green 4	Green 5	評価対象外	評価対象外
	g5	Green 5	Green 5	評価対象外	評価対象外	評価対象外

## ■評価対象

### 【新規】

対象	貸付額	信託設定日	信託終了日	利率	評価
ハドソングリーンプロジェクトファイナンス 2020-1 信託 ABL	10 億円	2021 年 1 月 22 日	2040 年 6 月 30 日	1.5%	JCR グリーンローン評価 : Green1 グリーン性評価 : g1 管理・運営・透明性評価 : m1

(担当) 梶原 康佑・丸安 洋史

## 本件グリーンローン評価に関する重要な説明

### 1. JCR グリーンローン評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンローン評価は、評価対象であるグリーンローンにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンローンの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該グリーンローンで調達される資金の充当ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を完全に表示しているものではありません。

JCR グリーンローン評価は、グリーンローンの調達計画時点又は調達時点における資金の充当等の計画又は状況を評価するものであり、将来における資金の充当等の状況を保証するものではありません。また、JCR グリーンローン評価は、グリーンローンが環境に及ぼす効果を証明するものではなく、環境に及ぼす効果について責任を負うものではありません。グリーンローンにより調達される資金が環境に及ぼす効果について、JCR は借入人または借入人の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはできません。

### 2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

### 3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンローン評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR グリーンファイナンス評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したもので、ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると默示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンローン評価は、評価の対象であるグリーンローンにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンローン評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものではありません。JCR グリーンローン評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンローン評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

### ■用語解説

**JCR グリーンローン評価**：グリーンローンにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンローンの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1、Green2、Green3、Green4、Green5 の評価記号を用いて表示されます。

### ■グリーン・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド外部レビューア者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・ UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)

### ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル